

令和8年4月27日

個人情報の漏洩について

■事案

契約健診機関より当組合へA健診を受診した対象者の請求書、健診結果を発送する際に、当組合と別の健保組合の健診受診者の請求書、健診結果を入間違いで発送してしまった。

■発覚日

令和8年4月20日

■対応

別の健康保険組合の健診結果を返送し、当組合の対象者の健診結果を再送付いただく。そして、漏洩となってしまった受診者様に対しては、契約健診機関からお詫びの連絡をさせていただきました。

■再発防止策

当該契約健診機関に対して健診結果の発送の際には複数名での確認体制を徹底するとともに、個人情報保護教育の徹底に取り組み再発防止に努めていただくように指導を行った。

以上